清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(二酸化塩素)に関する 御意見・情報の募集結果について

- 実施期間 平成20年2月14日~平成20年3月14日
 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
 提出状況 1通

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	・ 清涼飲料水中の化学物質については、製造工程全体にわたって 監視すべきである。	お寄せ頂いた意見についてはリスク管理機関に係る内容であることから、厚生労働省にお伝えします。